



TIPLO News

2023年9月号(J289)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 意匠出願に係る加速審査の試行及び実体審査延期可能な期間の変更、2023年9月1日から開始
- 02 虚偽広告で交平会から200万新台湾ドルの過料、遊戯橘子が提訴するも敗訴
- 03 知的財産事件審理法の新制度を施行、営業秘密保護を強化

台湾ハイテク産業情報

- 01 TSMCがボッシュ、インフィニオン、NXPセミコンダクターズと合併会社を設立 2024年下半期ドイツに工場建設

台湾知的財産権関連の判決例

- 01 専利権関連
進歩性の審査において、複数の引用文献の間で技術分野に関連性がある場合でも、「解決しようとする課題の共通性」若しくは「機能又は作用の共通性」、又は「教示及び示唆の有無」等の事項をさらに判断する必要がある
- 02 著作権関連
オンラインゲームのプライベートサーバ無断設置で、ゲーム会社の著作権と商標権に対する侵害を構成

今月のトピックス

J230824Y1

01 意匠出願に係る加速審査の試行及び実体審査延期可能な期間の変更、2023年9月1日から開始

知的財産局は、意匠登録出願人による出願戦略、パテント・ポートフォリオの構築、及び商品化のスケジュールなどを考慮して、2023年9月1日から意匠に関する多元的な審査サービスの提供を開始すると公告した。それにより、意匠出願の加速審査（早期審査）申請受理（訳注：試行期間は2024年12月31日まで）が開始されるのと同時に、意匠出願の実体審査延期が可能な期間が（一律に出願日から1年に）変更されるので、大いに利用してほしいとしている。

一、意匠の加速審査

出願人は以下の3つの事由のうち1つに適合すれば、関連書類を揃えて提出した後2ヵ月以内に初回OAを受け取ることができる。

（一）第三者によって業として実施されるもの

（二）出願された意匠が有名な国内外のデザイン賞（以下を含む）を受賞しているもの

1.台湾のゴールデン・ピン・デザイン賞（Golden Pin Design Award）

2.ドイツのiFデザイン賞（iF Design Award）

3.ドイツのレッド・ドット・デザイン賞（Red Dot Design Award）

4.日本のグッドデザイン賞（Good Design Award）

5.米国のインターナショナル・デザイン・エクセレンス賞（International Design Excellence Awards, IDEA）

（三）スタートアップ企業による意匠出願

二、意匠出願の実体審査延期

意匠出願案件は優先権主張の有無に拘わらず、出願日から起算して1年間、実体審査を延期できるようになった。（訳注：改訂前は優先権を主張している場合、優先日から起算して1年間だった。）

意匠出願の加速審査と実体審査延長に関する内容とFAQについては、知的財産局サイトを参照されたい。

(<https://topic.tipo.gov.tw/patents-tw/cp-750-925650-1fdcd-101.html>)

(2023年8月)

J230824Y4

02 虚偽広告で交平会から 200 万新台湾ドルの過料、遊戯橘子が提訴するも敗訴

台北高等行政裁判所は 2023 年 8 月 24 日、ニュースリリースにて、原告遊戯橘子数位科技股份有限公司（Gamania Digital Entertainment）と被告公平交易委員会*との間の公平交易法**事件（111 年度訴字第 1005 号）を審理した結果、原告敗訴の判決（本判決は上訴できる）を行ったと発表し、以下のようにその概要を説明した。

（訳注※：日本の公正取引委員会に相当、※※：日本の独占禁止法及び不正競争防止法に相当）

一、判決主文の要旨：原告の訴えを棄却する。

二、事実の概要：被告は 2022 年 6 月 10 日付で原告を被処分者として、公處字第 111039 号処分書（以下「原処分」）を作成し、主文にて「一、原告が販売する天堂 M（Lineage M）オンラインゲーム（以下「係争ゲーム」）は 2019 年 12 月 14 日に行われた【天堂 M】NCSoft 来台ゲーマー座談会（以下「係争座談会」）において、『イベントにおいてアイテム製作、カード獲得、カード合成に成功する確率を公開できるのか？現在これらの確率の設定は韓国版と同じなのか？…台湾版の確率は韓国と全く同じである』と宣伝したことは、取引決定に影響を及ぼすに足る役務の内容に関する虚偽不実で誤解を与える表示であり、公平交易法第 21 条第 4 項（第 1 項準用）規定に違反するものである。二、200 万新台湾ドルの過料を科す。」との処分を下した。原告は原処分を不服として、本件行政訴訟を提起した。

三、理由の要旨：

（一）原告が係争座談会を開催した目的は、係争ゲームの宣伝・販売であり、台湾版ゲームに対する台湾ゲーマーの感想を聞いてゲームの改良の参考としようとするもので、原告は当日 FB の生中継を行い、その後も「天堂 M」の Youtube 公式チャンネルで見どころ動画を公衆の視聴に供していた。係争座談会の現場では「イベントにおけるアイテム製作、カード獲得、カード合成の確率を公開できるのか？現在これらの確率の設定は韓国版と同じなのか？」について、「台湾版の確率は韓国と全く同じである」などと回答がなされた。これはゲーマーが注目するところであり、原告も重要であるととらえて質問のリストに入れて回答しており、ゲーマーが台湾版ゲームを購入するかどうかに影響を与えるものである。また原告自身も、係争ゲームの「伝説級製作秘法書（刻印）」を製作できる確率について、韓国版の成功率が 10%、台湾版の成功率が 5%であり、韓国版と台湾版では確率が確かに異なることを認めており、係争座談会の説明は事実と異なることが分かり、一般大衆に係争ゲームの内容に対して誤った認知又は決定をさせるおそれがあり、市場競争メカニズムが元来の機能を失い不正競争の効果をもたらすに足る。原告の行為は公平交易法第 21 条第 4 項が準用する第 1 項に定められる「商品若しくはその広告に、又はその他公衆に知らせる方法で、商品に関する取引決定に影響を及ぼすに足る事項について、虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示又は表徴をしてはならない。」との規定に違反するものである。

- (二) 被告は公平交易法第 42 条前段及び同法施行細則第 36 条規定に基づき、原告の違法行為に係る動機、目的、予期される不当利益、取引秩序に対する危害の程度、持続時間、得た利益、及び事業者の規模、経営状況、市場における地位、過去における違法の状況、違法後の是正状況及び調査への協力等の状況を十分に斟酌している。被告が原告の振込資本金約 17 億新台幣ドル、売上高及び係争ゲームの販売額（2019 年から 2021 年まで）、紫布（伝説級製作秘法書（刻印））の販売額（2019 年 10 月から 2021 年まで）等の状況を考慮して、原処分で 200 万新台幣ドルの過料を科したことに、比例原則違反の状況はない。
- (三) 以上の次第で、原処分に違反はない。（2023 年 8 月）

J230830Y9

03 知的財産事件審理法の新制度を施行、営業秘密保護を強化

司法院は 2023 年 8 月 30 日にニュースリリースにて、知的財産事件審理法の新制度が 30 日から施行され、ここ 15 年で最大規模の法改正となったと発表した。行政訴訟及び懲戒庁の程怡怡庁長は、今回の法改正により、台湾の知的財産訴訟制度はより専門的、効率的で、世界の流れに合ったものとなり、また営業秘密保護がより強化されることで、国内産業の競争力が上昇し、「護國群山」（国家経済を支える大手企業）が安定して発展できるようになると述べた。

一、ここ 15 年で最大規模の法改正、9 つの重点

今回の法改正は台湾知的財産訴訟制度にとって重要なマイルストーンであり、新制度における 9 つの重点には、営業秘密訴訟資料保護の強化、弁護士強制代理の運用拡大、専門家による審理参加の拡大、知的財産事件の集中審理、紛争の一括的解決（裁判の不一致回避）、審理効率の向上、審理における IT 設備運用の増進（司法 IT 化の強化）、被害者訴訟参加制度、及び実務上の争議の解決が含まれる。

二、専門法廷（専門班）での審理、在職研修の実施により、審理の専門性を強化

新制度では専門的な審理を実現するため、各レベルの裁判所における知的財産専門法廷（専門班）の設置、知的財産及び商事裁判所の知的裁判法廷における民刑分流（民事担当と刑事担当の分化）制度の実施以外に、司法院は知的財産訴訟、国家安全営業秘密訴訟における資料保護等の研修を実施し続けて、裁判官の専門知識を強化していく。

三、13 の関連法の整備により、知的財産審理法制が完成

各裁判所が事件を扱う際に遵守するものとして、司法院はさらに知的財産事件審理細則、裁判所が扱う営業秘密事件の裁判資料閲覧及び非公開審判弁法（管理規則）、裁判所が扱う営業秘密事件の注意事項等 13 の法規・命令及び行政規則を新設（改訂）するという関連法の整備作業を完了した。また司法院はサイトに「知的財産事件審理の新制度」というページを設置して、各界が随時情報を掌握し、制度の内容を理解できるようにしている。（2023 年 8 月）

台湾ハイテク産業情報

J230808Y5

01 TSMC がボッシュ、インフィニオン、NXP セミコンダクターズと合併会社を設立 2024 年下半期ドイツに工場建設

TSMC（台湾積体電路製造）、ロバート・ボッシュ（Robert Bosch GmbH）、インフィニオン（Infineon Technologies AG）NXP セミコンダクターズ（NXP Semiconductors N.V.）は 2023 年 8 月 8 日、共同出資によりドイツ・ドレスデンに ESMC（European Semiconductor Manufacturing Company, ESMC）を設立し、これにより準先端半導体を製造するプランを発表した。ESMC は 2024 年下半期のウエハー工場建設着工、2027 年末の生産開始を目指す。

TSMC によると、ESMC は 300mm ウエハー工場建設プランの重要な一歩前進を象徴するものであり、自動車及び工業市場において将来急速に成長する生産能力のニーズをサポートするものであり、同社の最終的な投資の確定は、更に政府からの補助レベルを確認したうえで決議することになるが、このプランは《欧州半導体法》（European Chips Act）の枠組みに沿って策定したものであるとのことである。

今回のプランは、建設したウエハー工場で TSMC の 28/2 2 nm 相補型金属酸化膜半導体（CMOS）、及び 16/1 2 nm フィンフェット（FinFET）プロセス技術を導入、300mm（12 インチ）ウエハ一月産約 4 万枚を見込むものであり、先端的 FinFET 技術によって、より一層ヨーロッパ半導体製造エコシステムを強化することができる。

また、計画中の合併会社は、監督機関の許可を経たうえ、他の条件を満たした後に、TSMC が株式の 70%、ボッシュ、インフィニオン、NXP セミコンダクターズがそれぞれ株式の 10%を保有する。出資、借債及び EU 及びドイツ政府の強力なサポートの下で、総計投資金額は 100 億ユーロを超える見込みであり、同ウエハー工場の運営は TSMC が担う。

TSMC の総裁魏哲家氏は、「ヨーロッパは半導体のイノベーションにとっても大きな可能性を秘めた地であり、特に自動車と工業分野について、ヨーロッパの人々と手を携えて、これらを TSMC の先進的シリコン技術に新たに導入できることを期待している」と語った。（2023 年 8 月）

台湾知的財産権関連の判決例

01 専利権関連

■ 判決分類：専利権

- I 進歩性の審査において、複数の引用文献の間で技術分野に関連性がある場合でも、「解決しようとする課題の共通性」若しくは「機能又は作用の共通性」、又は「教示及び示唆の有無」等の事項をさらに判断する必要がある

参加人は2017年2月20日に「ステージカー用大型LEDスクリーン構造(係争実用新案)」を以て被告に実用新案の登録を出願し、被告は登録を許可した。その後、原告(無効審判請求人)は係争実用新案が許可当時の専利法第120条の第22条第2項準用規定に違反しているとして、これに対する無効審判を請求した。被告は審理した結果、「請求項1乃至2については無効審判の請求が成立しない」との処分を下した。原告は不服として行政訴願を提起したが、經濟部に棄却された。原告はこれを不服として、知的財産及び商事裁判所に訴訟を提起した。裁判所の審理を経て、なお原告の訴えが棄却された。

主な争点：証拠2乃至証拠11の組合せは、係争実用新案請求項1、2の進歩性欠如を証明できるのか。

上記の問題について、知的財産及び商事裁判所は次のように指摘している。

一、当業者が複数の引用文献の技術内容を組み合わせる動機付けの有無を判断するとき、複数の引用文献の間に「技術分野の関連性」があるのか、互いに「解決しようとする課題の共通性」や技術内容によりもたらされる「機能又は作用の共通性」があるのか、並びに関連の引用文献の技術内容に複数の引用文献の技術内容を組み合わせる「教示又は示唆」が明確に記載されているか、暗示されているか等の要素を総合的に考慮しなければならない。

二、且つ複数の引用文献の間で技術分野に全く関連性がない場合は、通常、当業者が複数の引用文献の技術内容を組み合わせる動機付けがあると認めがたい。逆に、複数の引用文献の間で技術分野に関連性がある場合でも、「解決しようとする課題の共通性」若しくは技術内容によりもたらされる「機能又は作用の共通性」、又は「教示及び示唆の有無」等の事項をさらに判断する必要がある。それによって始めて、当業者が複数の引用文献の技術内容を組み合わせる動機付けがあると認定できる。

三、調べたところ、証拠2、証拠3、証拠4に開示されている可動式背景ボードは主に複数の背景ボード(折板)を提供するものであり、それらの間を従来の家庭用蝶番(羽根)を用いる方式で連結し…大型LEDスクリーン関連の技術を有しない。証拠5は動力を利用して作動させる…ただしそのLEDスクリーン接続技術は係争実用新案と明らかに異なる…証拠6、証拠7はビデオウォール関連の技術分野に属し、…証拠8乃至証拠10はモバイル電子製品の折

畳み式スクリーンに係る技術分野に属する。証拠 6(ビデオウォール)、証拠 7(電光掲示板)、証拠 8(表示装置)、証拠 9(表示装置)、証拠 10(折畳み可能なスクリーン)はいずれも LED スクリーンに関連する技術であるが、いずれもステージカー技術と関連がなく、その中で証拠 9、10 は折畳み式表示装置であっても、係争実用新案との関連性は低い。以上から、証拠 2 乃至証拠 10 はそれぞれ異なる技術分野に属し、証拠の群における技術分野の関連性が低く、且つ証拠 2 乃至証拠 10 の解決しようとする課題が異なることが分かり、…組合せの動機付けがあるとは認め難い。

四、さらに調べたところ、証拠 2 乃至証拠 10 はいずれも設置して固定した後、取付けと取外しを繰り返すことが容易ではなく、いずれも繰り返して取付けと取外しが可能な構造ではない。証拠 11 は短時間で脱着できる構造で 2 つの本体を結合できるが、短時間での取付けと取外しを達成する作用が異なる。即ち、証拠 2 乃至証拠 10 と証拠 11 との間に作用、機能の共通性がなく、客観的にみて、組み合わせる動機付けがない。

五、さらに、証拠 9 は枢接軸と収容槽が凹凸に対合することで、シームレスに合体接続している。ただし証拠 2 乃至証拠 8、証拠 10、証拠 11 は大型スクリーンの合体接続によって画面が不連続となる現象が発生することを解決するシームレスの合体接続ではなく、且つ証拠 9 のシームレスの合体接続に関する技術内容を組み合わせる教示又は示唆が実質的に暗示されていない。

六、以上をまとめると、証拠 2 乃至 11 はそれぞれ異なる技術分野に属し、証拠の群において技術分野の関連性が低く、解決しようとする課題が異なり、証拠 2 乃至証拠 10 と証拠 11 との間に作用、機能の共通性がなく、示唆と教示がない中、たとえ当業者は証拠 2 乃至 11 に開示された技術を組み合わせたとしても、係争実用新案の請求項 1 の考案を容易になし得るとは言い難いため、証拠 2 乃至 11 の組合せは係争実用新案の請求項 1 の進歩性欠如を証明するに足らない。

II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所行政判決

【裁判番号】 111 年度行専更一字第 2 号

【裁判期日】 2022 年 11 月 16 日

【裁判案由】 実用新案無効審判

原告 張信平

被告 經濟部知的財産局

参加人 吳佳政

上記当事者間の実用新案無効審判事件について、原告は經濟部が 2019 年 10 月 30 日にした経訴字第 10806313360 号訴願決定を不服として行政訴訟を提起した。最高行政裁判所の審理差戻しにより、本裁判所は次の通り判決する。:

主文

原告の訴えを棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

一 事実要約

参加人は2017年2月20日に「ステージカー用大型LEDスクリーン構造(原文:舞台車大型LED顯示幕之構造)」を以て被告に実用新案の登録を出願した。被告は登録を許可して、第M542584号実用新案登録証(以下「係争実用新案」という。請求項は計2項)を交付した。その後、原告は係争実用新案が許可当時の専利法第120条の第22条第2項準用規定に違反しているとして、これに対する無効審判を請求した。被告は審理した結果、「請求項1乃至2については無効審判の請求が成立しない」との処分(以下「原処分」という)を下した。原告は不服として行政訴願を提起したが、經濟部に棄却された(以下「訴願決定」という)。原告はこれを不服として、当裁判所に訴訟を提起した。当裁判所の原審では、訴願決定及び原処分を取り消すとともに、被告に係争実用新案の請求項1、2について無効審判請求成立の審決を行うよう命じた。参加人が上訴(上告)した後、最高行政裁判所は原審判決を破棄し、当裁判所に審理を差し戻した。

二 両方当事者の請求内容

原告の請求：1.訴願決定及び原処分を取り消す；2.被告は係争実用新案の請求項1、2について「無効審判の請求が成立し、取り消す」との審決を下さなければならない。

被告の請求：原告の訴えを棄却する。

三 本件の争点

- 1.証拠2乃至証拠11の組合せは、係争実用新案請求項1、2の進歩性欠如を証明できるのか。
- 2.添付資料1、甲証4と証拠9の組合せは、係争実用新案請求項1、2の進歩性欠如を証明できるのか。

四 判決理由の要約

1.係争実用新案の技術内容：

係争実用新案は、ステージカー用LEDスクリーンの構造であって、それはステージカーの車体上に大型LEDスクリーンが設置され、前記大型LEDスクリーンは、一つのメインスクリーンと二つのサイドスクリーンを組み合わせせて構成され、前記メインスクリーンの上端と下端にはそれぞれ一つのトップバーと一つのボトムバーが設置され、前記トップバーとボトムバーは車体に固定され、端部には上下に二つの固定スリーブが設置され、前記二つのサイドスクリーンはそれぞれメインスクリーンの左右両側に位置し、前記サイドスクリーンの上端と下端には同様にそれぞれ一つのトップバーと一つのボトムバーが設置され、前記トップバーとボトムバーはメインスクリーンのトップバー、ボトムバーと互いに接続でき、且つ端部にはいずれも接続スリーブが突出して設置され、前記接続スリーブはメインスクリーンに設置された固定スリーブの間に対合的に置かれ、ピンをスリーブに挿入することで、二つのサイドスクリーン

がメインスクリーンに組み合わせて固定され、これにより各スクリーン同士は完全に対合的に接続され、画面が連続して、中断されないステージカー用大型LEDスクリーンを確保できるというものである。

2. 証拠 2 乃至証拠 11 の組合せは、係争実用新案請求項 1、2 の進歩性欠如を証明できるのか：

(1) 証拠 2 乃至 11 はいずれも係争実用新案請求項 1 の技術的特徴を完全に開示していない。

① 証拠 2～4 にはステージカーに適用される可動式の背景ボードの構造が開示されており、いずれも係争実用新案のステージカーに設置されるLEDスクリーンの技術とは異なる。

② 証拠 5 の数個のLEDディスプレイは上下昇降する方式で接続するもので、これは係争実用新案のLEDスクリーンが横方向に接続するのとは、なお異なる。

③ 証拠 6 には折畳み式液晶ビデオウォールが開示されている。証拠 6 のジャンルは係争実用新案のステージカーというジャンルとは異なり、又証拠 6 には長方形基板の連結技術についても詳細に記載されていない。

④ 証拠 7 は単なるLED電光掲示板であり、ステージカーとの結合関係がない。証拠 7 の結合技術は係争実用新案におけるメインスクリーンとサイドスクリーンとの接続技術とは異なる。

⑤ 証拠 8 は単なる複数のディスプレイを有する装置であり、ステージカーとの結合関係がない。且つ証拠 8 の接続技術は係争実用新案と異なる。

⑥ 証拠 9 は単なるマルチスクリーン表示装置であり、ステージカーとの結合関係がない。且つ証拠 9 の表示装置の接続技術は係争実用新案と異なる。

⑦ 証拠 10 は単なるマルチスクリーン表示装置であり、ステージカーとの結合関係がない。且つ証拠 10 の結合部における結合方式は係争実用新案における固定スリーブと接続スリーブの結合方式と異なる。

⑧ 証拠 11 はステージカー又はLEDスクリーン等に関する技術内容とは全く関連性がない。

(2) 証拠 2 乃至 11 には組合せの動機付けがない：

① 進歩性の審査を行う時、複数の引用文献（即ち先行技術）の技術内容の組合せに関わるならば、後知恵を避けるため、その考案が属する技術の分野における通常の知識を有する者（以下、当業者）が複数の引用文献の技術内容を組み合わせて、実用新案登録出願に係る考案を完成する動機付けの有無を考慮しなければならず、なお複数の引用文献の技術内容を恣意的に寄せ集めて、その考案は当業者が容易になし得るものであると認めてはならない。当業者が複数の引用文献の技術内容を組み合わせる動機付けの有無を判断するとき、複数の引用文献の間に「技術分野の関連性」があるのか、互いに「解決しようとする課題の共通性」や技術内容によりもたらされる「機能又は作用の共通性」があるのか、並びに関連の引用文献の技術内容に複数の引用文献の技

術内容を組み合わせる「教示又は示唆」が明確に記載されているか、実質的に暗示されているか等の要素を総合的に考慮しなければならない。複数の引用文献の間で技術分野に全く関連性がない場合は、通常、当業者が複数の引用文献の技術内容を組み合わせることができる動機付けがあるとは認めがたい。逆に、複数の引用文献の間で技術分野に関連性がある場合でも、「解決しようとする課題の共通性」若しくは技術内容によりもたらされる「機能又は作用の共通性」、又は「教示及び示唆の有無」等の事項を判断する必要がある。それによって始めて、当業者が複数の引用文献の技術内容を組み合わせる動機付けがあると認定できる（最高行政裁判所 109 年度上字第 932 号判決の差戻趣旨を参照）。

- ②調べたところ、証拠 2、3、4 は従来の背景を有するステージカーの技術分野に属し、大型 LED スクリーン関連技術を有しない。証拠 5 はディスプレイが昇降するステージカーの技術分野に属する。それはステージカーと大型 LED スクリーンの関連技術を同時に有するが、LED スクリーン接続に係る技術的特徴が係争実用新案とは明らかに異なる。証拠 6、証拠 7 はビデオウォール関連の技術分野に属する。証拠 8 乃至証拠 10 はモバイル電子製品の折畳み式スクリーンに係る技術分野に属する。証拠 6(ビデオウォール)、証拠 7(電光掲示板)、証拠 8(表示装置)、証拠 9(表示装置)、証拠 10(折畳み可能なスクリーン)はいずれも LED スクリーンに関連する技術であるが、いずれもステージカー技術と関連がなく、その中で証拠 9、10 は折畳み式表示装置であっても、係争実用新案との関連性は低い。以上から、証拠 2 乃至証拠 10 はそれぞれ異なる技術分野に属し、証拠の群における技術分野の関連性が低く、且つ証拠 2 乃至証拠 10 の解決しようとする課題が異なり、係争実用新案の請求項 1 に特定されているトッパー、ボトムバー、固定スリーブ及び接続スリーブの連結関係をステージカーに応用するという技術的特徴に関する教示も示唆もなく、且つ係争実用新案のステージカー用大型 LED スクリーンがトッパーとボトムバーの内側への縮みと外側への伸びによって対合的に接続するという効果を有しないことが分かり、組合せの動機付けがあるとは認め難い。
- ③証拠 2 乃至証拠 10 はいずれも設置して固定した後、取付けと取外しを繰り返すことが容易ではなく、いずれも繰り返して取付けと取外しが可能な構造ではない。証拠 11 は短時間で脱着できる構造で 2 つの本体を結合できるが、短時間での取付けと取外しを達成する作用が異なる。即ち、証拠 2 乃至証拠 10 と証拠 11 との間に作用、機能の共通性がなく、客観的にみて、組み合わせる動機付けがない。
- ④以上をまとめると、証拠 2 乃至 11 はそれぞれ異なる技術分野に属し、証拠の群において技術分野の関連性が低く、解決しようとする課題が異なり、証拠 2 乃至証拠 10 と証拠 11 との間に作用、機能の共通性がなく、示唆と教示がない中、たとえ当業者は証拠 2 乃至 11 に開示された技術を組み合わせたとしても、係争実用新案の請求項 1 の考案を容易になし得るとは言い難いため、証拠 2 乃至 11 の組合せは係争実用新案の請求項 1 の進歩性欠如を証明するに足らない。

(3)証拠 2 乃至 11 の組合せは係争実用新案請求項 1 の進歩性欠如を証明するに足らず、請求項 1 に従属する請求項 2 の進歩性欠如を証明するにも足らない。

3. 添付資料 1、甲証 4 と証拠 9 の組合せは、係争実用新案請求項 1、2 の進歩性欠如を証明できるのか：

(1) 添付資料 1、甲証 4、証拠 9 には係争実用新案の請求項 1 の技術的特徴が完全に開示されておらず、組み合わせる動機付けがない：

添付資料 1 の番号 7 乃至 10、16 等の写真には、ステージカーのビデオウォールは中央のメインスクリーンから左右にそれぞれサイドスクリーンが接続されて構成されていることが開示されているが、添付資料 1 の番号 17、18、29 乃至 35 等の写真には、スクリーンがバックボードに設置され、バックボード上に固定スリーブ又は接続スリーブがあること、即ちメインスクリーンとサイドスクリーンの上端と下端にはいかなるバーも設置されていないことが開示されており、これは係争実用新案とは異なる。

このため、添付資料 1、甲証 4 には係争実用新案の請求項 1 の技術的特徴が開示されていない。証拠 9 にも係争実用新案の請求項 1 の技術的特徴が開示されていないことは前述した通りである。

以上をまとめると、添付資料 1、甲証 4、証拠 9 には係争実用新案の請求項 1 の技術的特徴が完全に開示されていない。また証拠 9 はモバイルタイプのマルチスクリーン表示装置であり、明らかにステージカー関連の技術分野に属するものではない。よって、添付資料 1、甲証 4、証拠 9 は異なる技術分野に属し、且つ関連性がなく、当業者には前記引用文献を組み合わせる動機付けがあるとは認め難い。しかも示唆と教示がない中、たとえ当業者が添付資料 1、甲証 4、証拠 9 に開示された技術を無理に組み合わせたとしても、係争実用新案の請求項 1 の考案を容易になし得ないため、添付資料 1、甲証 4、証拠 9 の組合せは係争実用新案の請求項 1 の進歩性欠如を証明するに足らない。

(2) 添付資料 1、甲証 4、証拠 9 の組合せは係争実用新案の請求項 1 の進歩性欠如を証明するに足らず、請求項 1 に従属する請求項 2 の進歩性欠如を証明するにも足らない。

以上をまとめると、証拠 2 乃至 11 の組合せ、及び添付資料 1、甲証 4、証拠 9 の組合せはいずれも、係争実用新案請求項 1、2 の進歩性欠如を証明するに足りない。したがって、被告が原処分において係争実用新案請求項 1 乃至 2 については無効審判の請求が成立しないと審決したことには誤りはなく、原処分を維持した訴願決定にも法に合わないところはない。原告が、訴願決定及び原処分を取り消すとともに、被告に係争実用新案の請求項 1、2 について「無効審判の請求が成立し、取り消す」との審決を下すよう命じるという原告の訴えには理由がなく、棄却すべきである。

以上の次第で、本件原告の訴えには理由がなく、知的財産事件審理法第 1

条、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段により、主文の通り判決する。

2022 年 11 月 16 日

知的財産第四法廷

裁判長 林欣蓉

裁判官 吳靜怡

裁判官 陳蓓儀

02 著作権関連

■ 判決分類：著作権

I オンラインゲームのプライベートサーバ無断設置で、ゲーム会社の著作権と商標権に対する侵害を構成

■ ハイライト

被告人はゲーム会社が著作権を有するゲームソフト（プログラム著作物）を無断でダウンロードし、該ソフトを被告人が設置したプライベートサーバに保存した。ゲームソフトをダウンロードし、アップロードし、他人のダウンロードに供した行為は、著作権法で定める違法に複製した罪、違法複製物を頒布した罪、違法に公衆送信した罪、公衆に複製又は公衆送信をさせることを目的としてコンピュータプログラムを提供した罪という罪名に同時に触れ、またゲーム会社が商標権を取得した商標の文字と図案がゲームソフトに含まれている場合は、上記の行為は商標法の無断で商標を使用した罪にも該当する。

II 判決内容の要約

台湾高雄地方裁判所刑事判決

【裁判番号】 110年度審智易字第18号
111年度審智易字第4号

【裁判期日】 2022年4月19日

【裁判事由】 著作権法違反

一 事実要約

1.台湾高雄地方裁判所 110 年度審智易字第 18 号／111 年度審智易字第 4 号刑事判決（併合審理）の判決主文は以下の通りである：曾俊斌は著作権法第 91 条の 1 第 2 項の著作財産権侵害に係る複製物を情を知って頒布した罪について、合計 2 つの罪を共同して実行したため、それぞれ懲役 6 月に処し、罰金に転換するときは、1 日あたり 1000 新台幣ドルで換算する。（併合して）執行すべきは懲役 10 月に処し、罰金に転換するときは、1 日あたり 1000 新台幣ドルで換算するものとする。差し押えられたコンピュータ本体 1 台は没収する。差し押さえられていない犯罪による利得 150 万新台幣ドルを没収し、全部若しくは一部を没収することができないとき、又は没収するにあたって不都合があるときは、その価額を追徴する。

2. 事実欄一（110 年度審智易字第 18 号）：被告人曾俊斌はオンラインゲーム「劍靈（Blade & Soul）」が、その著作財産権を NCsoft Corporation（以下、韓国企業 NC 社）が有するプログラムの著作物であることを知り、且つ韓国企業 NC 社が「劍靈」商標（図案）の登録を経済部知的財産局に出願して許可されたことはファイルに記録されていること、且つ商標の専有期間内にある商標であることを知りながら、韓国企業 NC 社の同意を得ずに、まずは身分不詳の通称「老色批」という共犯者が不詳の時点で無断にダウンロードを行い、並びに韓国企業 NC 社が創作したゲームソフト「劍靈」を複製した後、該ソフトをそれが設置したプライベートサーバに保存し、曾俊斌は 2020 年 4、5 月から公衆がインターネットを通じて他人の著作物を公衆送信し若しくは複製して公衆に著作財産権を侵害するのに供することを目的として、利益を得るための犯意の連絡により、曾俊斌はフェイスブックに開設したファンページ、立ち上げた Line グループ、discord、蝦皮賣場（Shopee）等のプラットフォームで、韓国企業 NC 社の許諾を得ずに、「劍靈」の商標図案を使用し、「劍靈」のプライベートサーバを標榜して、不特定のプレイヤーを勧誘し、プレイヤーが該サーバにログインしてオンラインゲーム「劍靈」をプレイできるようにして、ゲームポイントをプレイヤーに販売して利益を得た。
3. 事実欄二（111 年度審智易字第 4 号）：被告人曾俊斌と氏名、年籍（生年月日、身分証番号、本籍地等）不詳の通称「保哥」という中国籍成年男性はいずれも、オンラインゲームである「TERA」及び「彩虹島物語」がその著作財産権を樂意傳播股份有限公司（英語名：HAPPYTUK CO., LTD.。以下、「樂意公司」）が有するプログラムの著作物であることを知りながら、まずは身分不詳の通称「保哥」が不詳の時点でオンラインゲーム「TERA」及び「彩虹島物語（La Tale）」を無断でダウンロード、複製し、該ソフトをそれが設置したプライベートサーバに保存し、曾俊斌は 2020 年 7、8 月の某日から、「保哥」と共同して、公衆がインターネットを通じて他人の著作物を公衆送信し若しくは複製して公衆に著作財産権を侵害するのに供することを目的として、利益を得るための犯意の連絡により、曾俊斌はソーシャルソフトウェア Discord、フェイスブックのファンページに投稿したり、カスタマーサービスとしてプレイヤーのトラブル解決に協力したり、ポイント販売後に ID とパスワードを提供して、不特定のプレイヤーが該サーバにログインしてオンラインゲーム「TERA」又は「彩虹島物語」をプレイできるようにしたりした。また曾俊斌はプレイヤーからの賛助金を受け取る口座を提供し、さらに曾俊斌は得た金銭を「保哥」と半分ずつに分け合った。

二 両方当事者の請求内容

検察官は被告人曾俊斌を著作権法、商標法違反で起訴し、被告人は起訴事実を認めており有罪である。

三 本件争点

企業が著作権を所有するオンラインゲームであるプログラムの著作物を利用してプライベートサーバを設置することは、違法行為を構成するのか。

1. ゲームソフト（プログラムの著作物）のダウンロードを提供：著作権法第 87 条第 1 項第 7 号（公衆に公衆送信又は複製を目的とするコンピュータプ

- ログラムを提供した罪)
- 2.著作権法第91条第1項(無断複製により他人の著作財産権を侵害した罪)
 - 3.著作権法第91条の1第2項(著作財産権侵害に係る複製物を情を知って頒布した罪)
 - 4.著作権法第92条(無断で公衆送信することにより他人の著作財産権を侵害した罪)
 - 5.商標法第95条第1号(商標権者の同意なく、同一の役務において登録商標と同じ商標を使用した罪)

四 判決理由の要約

- 1.被告人曾俊斌は：①事実欄一の行為(「劍靈」プライベートサーバの設置)は、著作権法第87条第1項第7号違反による著作権法第93条第4号に抵触する罪、著作権法第91条第1項違反の無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した罪、著作権法第91条の1第2項違反の著作財産権侵害に係る複製物を情を知って頒布した罪、著作権法第92条違反の無断で公衆送信することにより他人の著作財産権を侵害した罪、及び商標法第95条第1号違反の商標権者の同意なく、同一の役務において登録商標と同じ商標を使用した罪が成立し、②事実欄二の行為(「TERA」及び「彩虹島物語」のプライベートサーバの設置)は、著作権法第87条第1項第7号違反による著作権法第93条第4号に抵触する罪、著作権法第91条第1項違反の無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した罪、著作権法第91条の1第2項違反の著作財産権侵害に係る複製物を情を知って頒布した罪、著作権法第92条違反の無断で公衆送信することにより他人の著作財産権を侵害した罪が成立する。
- 2.被告人は通称「老色批」の人物とは事実欄一の犯行について、通称「保哥」の人物とは事実欄二の犯行について、それぞれ犯意の連絡と行為の分担があり、いずれも共同正犯を以って論じるべきである。
- 3.刑事法における若干の犯罪行為の態様は、本質的に反復的、持続的な実行という特徴を有し、行為者は概括的な犯意に基づいて、接近した一定の時間と場所で持続的に実行した複数の行為は、社会通念上、客観的に反復性、持続性のある行為という観念に該当すると認められるならば、刑法の評価において、一罪のみが成立する。被告人は事実欄一において、2020年4月某日から2021年8月5日に警察が検挙するまで、持続的、反復的にゲームポイントを販売して、不特定のプレイヤーに韓国企業NC社の著作権を侵害するオンラインゲーム「劍靈」のプライベートサーバへのログインを提供した。事実欄二において、2020年7、8月某日から2021年4月21日に警察が曾俊斌に説明するよう通知するまで、持続的、反復的にゲームポイントを販売して、不特定のプレイヤーに樂意会社の著作権を侵害するオンラインゲーム「TERA」、「彩虹島物語」のプライベートサーバへのログインを提供した。それは密集した時間内に同じ方法で持続的に行い、中断することなく、即ち反復的、持続的な実行という特徴を有し、行為の概念上、たとえ複数回にわたって行われたとしても、なお各評価はいずれも包括一罪の集合犯と認めなければならない。
- 4.被告人は事実欄一において、一つの行為が上記5つの罪名に同時に触れてお

り、事実欄二において、一つの行為が上記4つの罪名に同時に触れており、いずれも観念的競合となり、刑法第55条前段により、最も重たい「著作権法第91条の1第2項の著作財産権侵害に係る複製物を情を知って頒布した罪」を以って処断する。

- 5.被告人は事実欄一、二という2回の犯行において、犯意がそれぞれ異なり、行為も互いに異なるため、量刑を分けて論じた後、併合罪としなければならない。



TIPLo 台湾國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLo Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2023 TIPLo, All Rights Reserved.